

雇用保険料の 端数処理ルール保存版

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

雇用保険料の端数処理ルール保存版

雇用保険料の計算式と最新料率

雇用保険料は、毎月の「賃金総額」に「雇用保険料率」を掛けて算出します。2026年（令和8年）4月より、雇用保険料率は前年度から0.1%引き下げ（労働者・事業主それぞれ0.05%減）となる予定です。適用期間に注意してください。



計算式

賃金総額

×

雇用保険料率

=

雇用保険料

令和7年度の雇用保険料率は以下の通りです。

事業の種類	労働者負担率	事業主負担率
一般の事業	5.5/1,000 (0.55%)	9.0/1,000
農林水産・清酒製造	6.5/1,000 (0.65%)	10.0/1,000
建設の事業	6.5/1,000 (0.65%)	11.0/1,000

雇用保険料の端数処理ルール保存版

給与天引き時の端数処理（50銭ルール）

労働者負担分を給与から控除する際、1円未満の端数が生じた場合は「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」に基づき、原則として以下の処理を行います。

一般的な四捨五入とは異なる点に注意が必要です。

- ・原則：50銭以下は切り捨て、50銭1厘以上は切り上げ

計算結果（例）	端数（銭）	処理	徴収額
1,500.50円	50銭（ちょうど）	切り捨て	1,500円
1,500.51円	50銭1厘（以上）	切り上げ	1,501円
1,500.49円	49銭	切り捨て	1,500円

※「五捨六入」と表現されることもありますが、正確には「50銭」が基準です。

雇用保険料の端数処理ルール保存版

実務上の注意点と特例

• Excelでの計算

四捨五入（ROUND関数）を使用すると誤算が生じます。上記の法的ルールを再現する場合、以下の計算式が有効です。

```
=INT((賃金総額 * 料率) + 0.499)
```

※0.50までは切り捨てられ、0.501以上で繰り上がる挙動になります。

• 就業規則による特例

労使間の特約（就業規則や労働協約など）がある場合は、その取り扱いが優先されます。

（例）「1円未満の端数は一律切り捨てる」と規定し、従業員に有利な計算とすることは認められています。

事業主が国へ納付する場合

給与天引き時とは異なり、事業主が労働局へ申告・納付する際の確定保険料（労働者負担分＋事業主負担分）は、1円未満の端数を切り捨てて計算します。